

経団連提言
選択肢のある社会の実現を目指して
～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～
(概要)

2024年6月18日
2025年5月7日 改訂
一般社団法人 日本経済団体連合会

はじめに

- * ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）（D E I）は、**イノベーションの源泉**であり、社会・経済のサステナブルな成長に欠かせない要素であるとともに、先行き不透明な時代を迎えるなかで、**企業のレジリエンス**を高めるうえでも必要不可欠。
- * 経団連では、D E I の推進を通じたイノベーションを喚起するとともに、企業の事業変革を促し、企業価値の向上に繋げるべく、各社の取り組みを加速する活動を展開。
- * 一方、各社の取り組みだけでは解決できない、女性活躍を阻害する社会制度の課題も。その一つとして、**見直しが求められているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない「夫婦同氏制度」**（民法第750条）。
- * D E I の本質に照らし、時代とともに変化し多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、**一人ひとりの「選択肢」を増やす**観点から同制度を改め、希望すれば、不自由なく、**自らの姓を選択することができる制度を早期に実現**すべく、政府に提言。

DIVERSITY

幅広い人材を
迎え入れる
ダイバーシティ

+

EQUITY

それぞれの人にとって公正・公平な
機会を提供する
エクイティ

+

INCLUSION

あらゆる人材が
能力を最大限
発揮できる
インクルージョン

=

DEI

で
企業価値を
向上

1

1. 夫婦の姓を取り巻く社会環境の変化（1）

現行制度(夫婦同氏制度)の実態

- * 妻の姓、夫の姓のいずれを選ぶことも可能だが、**95%**の夫婦において**妻が改姓**。
- * アイデンティティの喪失や自己の存在を証することができないことによる日常生活・職業生活上の不便・不利益といった、改姓による**負担が女性に偏っている**。

家族のあり方の多様化

家族をめぐる環境が大きく変化するとともに、**家族のあり方も多様化**。

- * 人口の都市部集中
- * 核家族化
- * 晩婚化
- * 少子化
- * 国際結婚の増加
- * 離婚の増加



2

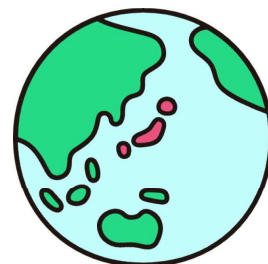
1. 夫婦の姓を取り巻く社会環境の変化（2）

企業での対応

- * 企業は社員のキャリアの連続性を重視し、旧姓の通称使用を推進。経団連調査では、91%の企業が「通称使用を認めている」と回答。
- * 他方、企業の現場では、社員の税や社会保障等の手続に際し、戸籍上の姓との照合などの負担がある。また、結婚・離婚といった個人情報、本人の意思と関係なく一定範囲の社員が取り扱わなければならない。
- * 経団連調査では、**88%**の女性役員が「旧姓の通称使用」が可能である場合でも、「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」と回答。

国際的な動向

- * 夫婦同姓としていた国が次々と法改正。現在、婚姻時に**夫婦同姓しか選択できない国は日本のみ**とされている。
- * 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本に対し、夫婦同姓の強制を廃止するようにこれまで**2003年、2009年、2016年の3度にわたり是正を勧告**。また、本秋には、8年ぶりに日本への定期報告審議を行う予定。



3

2. 「選択的夫婦別姓制度」をめぐる政府・司法の動き

政府の動き

- * 1991年から法制審議会において議論。**1996年に、選択的夫婦別氏制度の導入を答申。**
- * 法務省は、1996年および2010年にそれぞれ改正法案を準備。他方、いずれも慎重な検討を行う必要があるとされ、国会には提出されていない。
- * 内閣府は、「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の姓に関する具体的な制度のあり方に関し、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」と記載。
- * 家制度や戸籍制度は日本の社会に深く根付いているとの観点から、選択的夫婦別姓ではなく、通称使用の法制化という形での提案をする動きも。

司法の動き

- * 現行の夫婦同氏制度をめぐり、様々なアプローチで訴訟が提起。
- * 2015年・2021年に最高裁大法廷は、同制度について**憲法に違反していないと判断**。いずれも、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、「**国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない**」とした。また、これらの判決・決定には**複数名の裁判官から反対意見**が示された。



4

3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（1）

旧姓の通称使用の拡大

- * 官民の職場では、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、職場における旧姓の通称使用を推進。
- * 公的証書や各種国家資格等での旧姓併記が可能となったほか、経済界においても通称使用は定着。

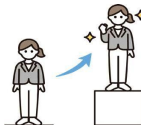
旧姓の通称使用の限界

- * **通称は法律上の姓ではない**ため、**旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題も多数**。
- * 通称使用は日本独自の制度であることから、海外では理解されづらく、寧ろダブルネームとして不正を疑われ、説明に時間を要するなどのトラブルが起こることも。
- * ビジネスの現場でも、**女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化**。

契約・手続きを行う際の
トラブル



キャリアを積むうえでの
不利益・不都合



海外に渡航する際の
トラブル



女性に偏った
プライバシーの侵害



5

3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（2） ～ビジネスの現場における通称利用の弊害例①～

契約・手続きを行う際の弊害例

- 多くの金融機関では、ビジネスネームで口座をつくることや、クレジットカードを作ることができない（注1）。
- 通称では不動産登記ができない（注2）。
- 契約書のサインもビジネスネームでは認められないことがある。

キャリアを積むうえでの弊害例

- 研究者は、論文や特許取得時（注3）に戸籍上の氏名が必須であり、キャリアの分断や不利益が生じる（注4）。
- 国際機関で働く場合、公的な氏名での登録が求められるため、姓が変わると別人格としてみなされ、キャリアの分断や不利益が生じる。

（注1）金融庁「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート」によると、2022年3月時点で、約7割の銀行で通称での口座利用が可能だが、信用金庫（58.3%が対応）、信用組合（12.4%が対応）、証券会社や生損保の口座など、その他金融機関での多くで、不正取引防止やシステム対応のコスト面等から旧姓の口座開設はできない。

（注2）2024年4月より旧姓併記は可能となったが、旧姓の単記は認められていない。

（注3）2021年10月より特許庁に提出する全ての書類に旧姓併記が認められるようになったが、特許情報プラットフォームで「旧氏のみで記載はできません」とされているとおり、旧姓の単記は認められていない。

（注4）研究者にとって氏名は職業的な信用に直結する「看板」ともいえるなかで、論文の執筆者名の注釈や併記は可能だが、旧姓の併記が形式上可能であっても、文献の引用時にどちらの氏名を使用するかは読み手や引用者に委ねられており、結果としてキャリアの分断や不利益が生じる。

* 2025年4月末現在の情報で注記

6

3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（2） ～ビジネスの現場における通称利用の弊害例②～

海外に渡航する際の弊害例

- 社内ではビジネスネーム(通称)が浸透しているため、現地スタッフが通称でホテルを予約した。その結果、チェックイン時にパスポートの姓名と異なるという理由から、宿泊を断られた。
- 公的施設・民間施設への入館時に公的身分証明書の提示を求められた際、ビジネスネームが記載されている名簿と、公的身分証明書の名前が異なるという理由からトラブルになった（注5）。
- 空港では、パスポートのICチップのデータを読み込むが、そこに旧姓は併記されていない。よって出入国時にトラブルになった（注6）。

プライバシーの侵害

- 結婚・離婚に伴う改姓手続きにおいて、一定範囲で届け出が必要となり、その情報の取り扱いにおける保護範囲も不明瞭で、プライバシーの侵害につながりかねない。

（注5）2021年4月よりパスポートに旧姓を併記する要件が緩和されたが、旧姓の併記はICAO(International Civil Aviation Organization)文書には規定されていない例外的措置であり、パスポートのICチップ及びMRZ(Machine Readable Zone)には記録されていないため、旅券面に記載されていたとしても、査証(ビザ)及び航空券を通称で取得することは困難。

（注6）渡航先国での入国審査では、旅券のICチップ及びMRZに記録されている氏名、査証(米国のESTA等を含む)に記載された氏名、航空券に記載された氏名が照合され得る。そのような場面等で渡航先国の出入国管理当局等から説明を求められる場合には、旅券の所持人自身から旅券に併記された通称について説明する必要が生じる。

* 2025年4月末現在の情報で注記

7

3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（3）

- * 通称使用でのトラブルは、これまでは**当事者が自身のキャリアを築いていく上での障壁**とみなされていた。
- * 他方、**女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとってもビジネス上のリスクになり得る事象**であるとして、**企業経営の視点からも無視できない重大な課題**に。
- * 95%の夫婦において妻が改姓している現在の夫婦同氏制度は、**女性に相当程度の改姓による不都合・不利益を与える「間接差別」**に当たる惧れがあるとの指摘も。
(間接差別：性別以外の事由を要件とする制度や取扱いであっても、結果的に他の性の構成者と比べ一方の性の構成者に相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由なく講ずること。)
- * 改姓による不都合・不利益を理由に結婚を諦める人や、事実婚や海外での別姓婚を選択する人も。
- * 人生の伴侶と別の姓にしたいというよりも、**あくまで生まれ持った姓を変えずに名乗り続けることを、法律婚の「選択肢」として認めてほしい**との声も多い。配偶者と同姓となることも、生まれ持った姓を維持することも「選択できる」制度が必要。

8

4. 政府への要望

- * 政府には、通称使用による課題を解消し、**夫・妻各々が、希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現**を求めたい。
- * **民法第750条を改正し、婚姻時に夫婦同姓・別姓のいずれをも選択できる選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする1996年の法制審議会の答申は、現在においても、社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容。**
- * 他方、通称使用を法制化する案など、女性の活躍を阻害しているビジネス上の課題を解決し、自らが選択する姓を名乗れるようにする案も提案されている。
- * 国民の意識・社会の環境も変容しており、制度の見直しの機運が高まっている。「国会で論ぜられ、判断されるべき」事柄との最高裁判所の判決が出されてから8年が経過している。**政府が一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待。**

9